

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者(以下「最優秀提案事業者」という。)を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施するので、下記のとおり告示する。

2024年(令和6年)10月15日

釧路市長 蝦名大也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 二地域居住等促進戦略策定業務
- (2) 業務概要 別添資料「二地域居住等促進戦略策定業務に係る募集要項」のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結の日から2025年(令和7年)8月29日(金)まで
- (4) 契約上限額 6,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業、個人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。ただし、1つの企業または個人が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業、個人及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 日本国内に本店、支店又は営業所を有していること。
個人の場合は、日本国内に住所を有していること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
 - エ 法人税(国税)及び法人住民税(本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税)並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないこと。
個人の場合も同様に、国税及び地方税等並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
 - オ 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業又は個人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 担当部署

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係(担当:島、金子、坂本)

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話:0154-31-4538

E-mail:shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

4 参加表明書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び別に定める書類(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

ア 提出書類

- ・参加表明書(単独企業の場合は様式第1号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号の2を用いるものとする。)
- ・会社概要(様式第2号)

イ 提出期間

2024年(令和6年)10月15日(火)から2024年(令和6年)10月24日(木)までの毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

エ 提出方法

メールにより参加表明書等のPDFデータを提出するものとする。なお、提出者は必ず着信したことを電話連絡により確認すること。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、釧路市役所ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(4) 提出された参加表明書等による参加資格要件審査を市が行い、「適合」と判定された者のみ、企画提案書を提出することができる。

(5) その他

ア 参加表明書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

(1) 上記「4 参加表明書の提出等(4)」の企画提案書を提出することができる者の適否判定により参加資格が「適合」と認める者に対し、市は企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

- ・企画提案書(単独企業の場合は様式第4号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第4号の2を用いるものとする)

イ 提出期間

2024年(令和6年)10月30日(水)から2024年(令和6年)11月13日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

オ 提出方法

メールにより企画提案書のPDFデータを提出するものとする。なお、提出者は必ず着信したことを電話連絡により確認すること。

- (2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、釧路市役所ホームページに掲載する。
- (3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時、方法等は別途通知する。
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案書は無効とする。
- (5) その他
 - ア 企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
 - エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 最優秀提案事業者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された参加表明書等、企画提案書を評価し、最優秀提案事業者を選定する。

7 契約手続

市長は、上記「6 最優秀提案事業者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該業務委託の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則(平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。)の規定により、この者と契約手続を行う。

最優秀提案事業者に選定された事業者については、契約に際し国税納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)及び法人住民税に係る納税証明書を提出すること。個人の場合も、上記に類する証明書を提出すること。

8 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

9 契約書作成の要否
要

10 その他

- (1) 審査結果及び特定者の名は公表する。
- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別添資料「二地域居住等促進戦略策定業務に係る募集要項」による。

※本告示についての問い合わせ先

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係(担当:島、金子、坂本)

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話:0154-31-4538

E-mail:shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp